

告 示

埼玉県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千百五十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第三百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号、平成二十七年埼玉県告示第千三百六号、平成二十九年埼玉県告示第七百十五号、平成三十一年埼玉県告示第十六号及び令和三年埼玉県告示第二百八十七号の事業地のうち、八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通、字上中通地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第三百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千六百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号、平成二十七年埼玉県告示第千三百六号、平成二十九年埼玉県告示第七百十五号、平成三十一年埼玉県告示第十六号及び令和三年埼玉県告示第二百八十七号の事業地のうち、八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通、字上中通地内において事業地を変更する。